

## 貸金業法に基づく表示

当社では、一般消費者向けの金銭の貸付は行っておりませんが、関係会社向けの貸付のみを実施しております。関係会社向け貸付に係る条件等は以下の通りです。

### 貸金業者登録票

登録番号 東京都知事(2)第31795号  
登録有効期間 2023年5月30日～2026年5月29日  
日本郵船株式会社

### 貸付条件等

金銭の貸付に係る条件等は以下の通りです。

貸付条件等	
貸付の種類	関係会社への貸付(手形貸付、証書貸付、極度貸付)
貸付の利率(上限金利)	実質年利率 14.0%
返済方式	一括若しくは部分返済方式(場合により異なる)
返済期間	1か月～240か月
返済回数	1回以上(場合により異なる)
賠償額の元本に対する割合	実質年率(上限)20.0%(場合により異なる)
担保について	不動産、船舶、有価証券、譲渡担保 等
主な返済例	貸付利率 2.0% 貸付金額 1,000,000,000円 返済期間 1年 返済回数 1回 返済金額 1,020,000,000円
当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関	名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861